

上牧町下水道事業経営戦略

(令和 6 年度～令和 15 年度)

令和 6 年 3 月

上牧町 都市環境部上下水道課

目次

第1章 経営戦略の策定に当たって.....	1-1
1 策定の趣旨	1-2
2 計画期間	1-2
第2章 事業概要.....	2-1
1 事業の状況	2-2
2 経営の状況	2-7
第3章 経営の基本方針	3-1
第4章 投資計画と財政計画.....	4-1
1 投資についての説明.....	4-2
2 財源についての説明.....	4-4
3 投資財政収支.....	4-9
第5章 事後検証・改定方法の検討	5-1

第1章 経営戦略の策定に当たって

第 1 章 経営戦略の策定に当たって

1 策定の趣旨

下水道は、生活排水を適切に処理し、衛生的で快適な生活環境を確保するために重要な役割を担っています。このため、下水道事業は本町行政におきましても、公衆衛生の向上、水質保全の観点から、重要な事業として位置付けられています。

本町では、これまで下水道施設の整備を進めてきたところ、令和 4 年度末時点の供用開始区域内人口 21,011 人で、そのうちの水洗化人口は 19,913 人、水洗化率は 94.8%となっています。

今後、行政区域内人口の減少に伴い使用料収入は漸減を見込んでいますが、老朽化した管渠や設備の修繕に伴う多額の投資が予測されます。

そのような厳しい状況を迎える中、総務省より平成 26 年 8 月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出され、下水道事業を含めた公営企業が、経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視野に立った経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化を図ることが求められました。

本町下水道事業においては、令和元年 6 月に令和元年度から令和 10 年度を計画期間とする経営戦略を策定しましたが、令和 5 年度より地方公営企業法全部を適用したことから、今回計画の見直しを行い、改めて企業会計方式に基づく「上牧町下水道事業経営戦略」を策定しました。

2 計画期間

総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル（令和 4 年 1 月 25 日）」に準拠し、計画期間を令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

第2章 事業概要

第2章 事業概要

1 事業の状況

(1) 事業の状況

本町公共下水道は、昭和 55 年度から着手し、平成 3 年度から供用を開始しています。

全体計画面積は 598.16ha「大和川上流流域下水道（第二処理区）」であり、そのうち 442.0ha を事業計画区域と定め、整備を進めています。

令和 4 年度末における事業の状況は表 2-1 のとおりです。なお、本町では流域下水道へ接続しているため、処理場施設は有していません。

行政人口に対する処理区域内人口の普及率は 97.6%で、そのうちの水洗化率は 94.8%と高い水準となっています。

表 2-1 事業の状況

(令和 4 年度末現在)

項 目			第二 処理区	備考
①	行政人口	(人)	21,518	
②	処理区域内人口	(人)	21,011	
③	水洗化人口	(人)	19,913	
④	普及率	(%)	97.6	②/①
⑤	水洗化率	(%)	94.8	③/②
⑥	全体計画面積	(ha)	598.16	
⑦	事業計画面積	(ha)	442.0	
⑧	処理区域面積	(ha)	384.69	
⑨	処理区域内人口密度	(人/ha)	52.1	②/⑧
⑩	年間排水量	(m ³)	2,321,772	
⑪	年間有収水量	(m ³)	2,043,159	

上牧町全図

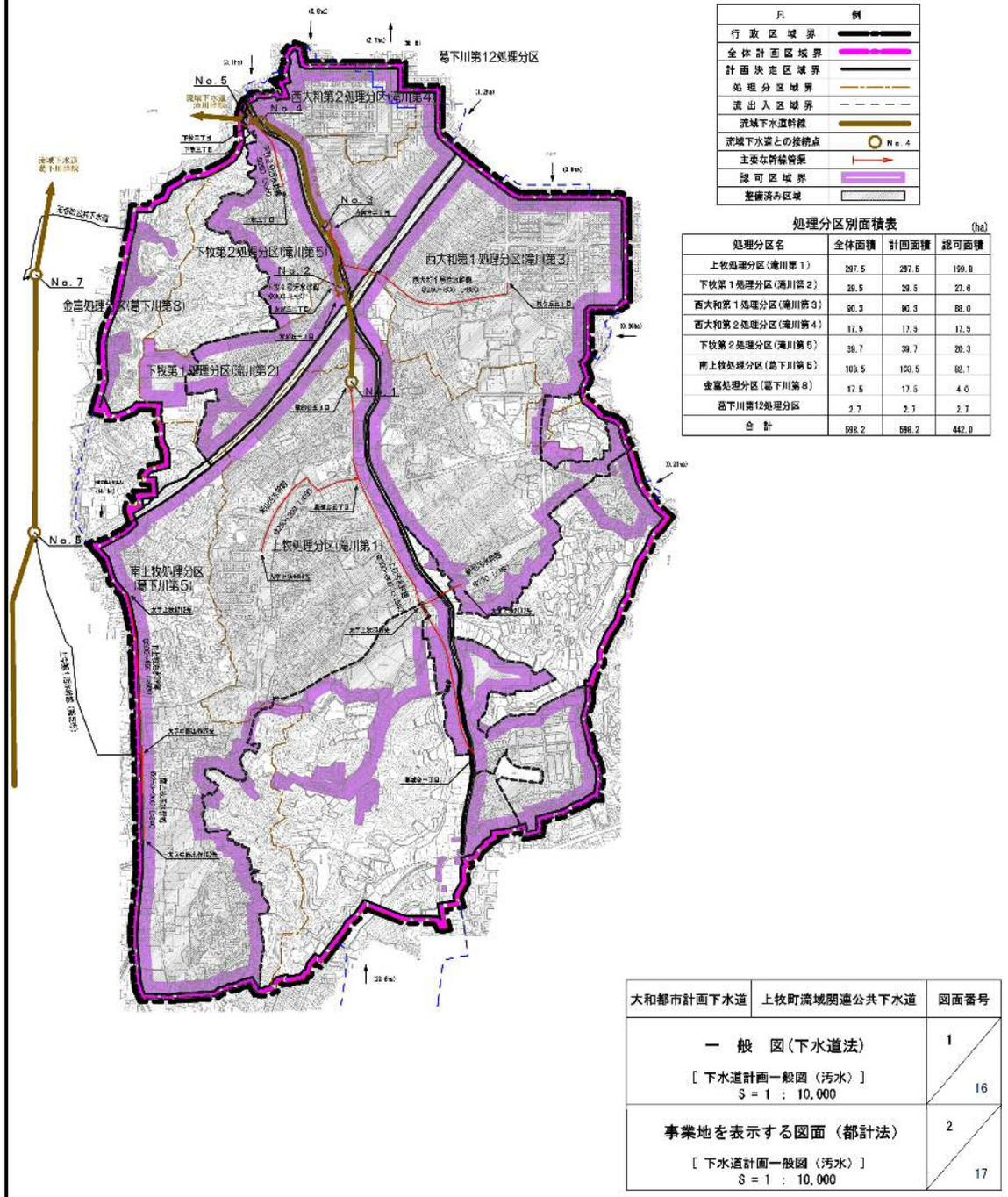


図 2-1 下水道計画一般図 (平成 30 年 3 月)

(2) 管渠の状況

令和 4 年度末時点の管渠の経過年数を図 2-2 に示しています。管渠延長のうち 7%は 50 年以上、50 年未満 30 年以上が 46%、30 年未満 20 年以上が 27%、20 年未満が 20%の状況にあります。全体の 53%は 30 年以上が経過しています。管渠の法定耐用年数は 50 年で、今後特定の年度に修繕や改築更新が集中しないよう計画的に平準化した維持管理を実施する必要があります。

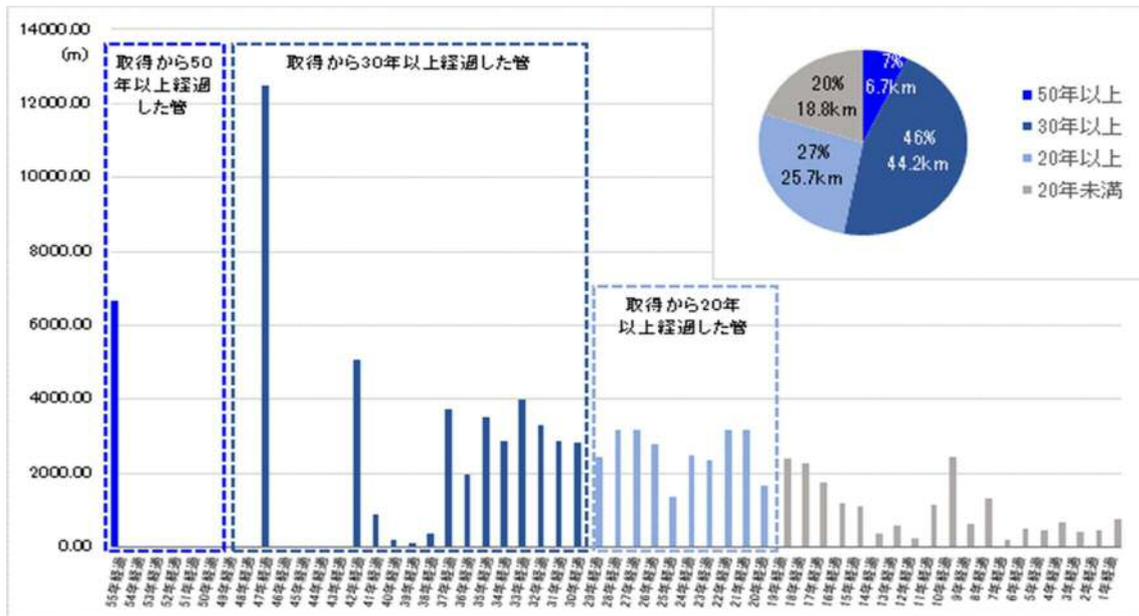


図 2-2 管渠の経過年数

(3) 水需要の状況

本町のこれまでの処理区域内人口の実績の推移及び将来推計は図 2-3 のとおりです。なお、将来推計処理区以内人口は令和 35 年度には 18,161 人となり、これに水洗化率実績値 96.1%を乗じて 17,453 人と推計しています。

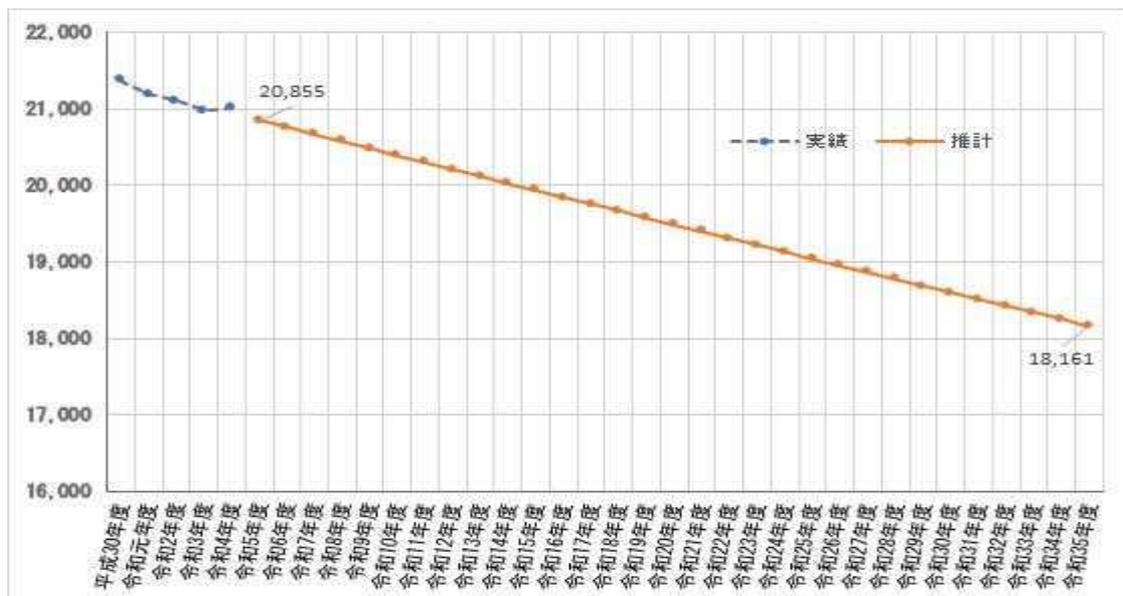


図 2-3 水需要の状況

(4) 下水道使用料

町の下水道使用料体系は、水量によって決まる「水量使用料」と、水質によって決まる「水質使用料」に2種類があります。

①水量使用料（※下記金額に消費税は含まれません。）

表 2-2 水量使用料金

区 分		1立方メートル当使用料金
一般排水	共同浴場	80 円
	その他	120 円
中間排水		180 円
特定排水		220 円

一般排水：中間排水及び特定排水以外のもの

中間排水：工場その他の事業所（町長が認める公共性又は収益公益関係の業種を除く。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月 300 立法メートルを超え、750 立法メートル以下の部分をいう。

特定排水：工場その他の事業所（町長が認める公共性又は収益公益関係の業種を除く。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月 751 立法メートル以上を超える部分をいう。

②水質使用料（※下記金額に消費税は含まれません。）

ア 生物化学的酸素要求量：1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超えるもの

イ 浮遊物質：1リットルにつき200ミリグラムを超えるもの

表 2-3 水質使用料金

項目別水質区分	1立法メートルあたり使用量金額	
	生物化学的酸素要求量	浮遊物質
200 ミリグラムを超え 300 ミリグラム以下	12 円	17 円
300 ミリグラムを超え 600 ミリグラム以下	37 円	49 円
600 ミリグラムを超え 1,000 ミリグラム以下	81 円	104 円
1,000 ミリグラムを超え 1,500 ミリグラム以下	138 円	175 円

県内の他市町との一般家庭汚水量 20 立法メートル当たりの下水道使用料を比較すると次ページの表 2-4 のとおりです。

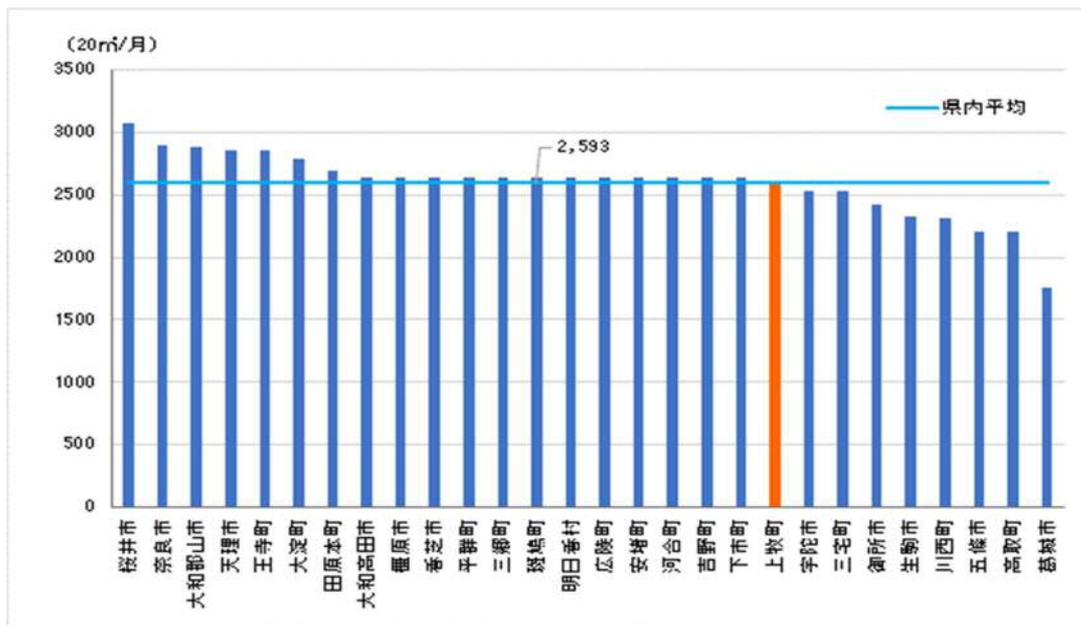


図 2-4 公共下水道一般家庭使用料（1ヶ月 20 m³あたり）

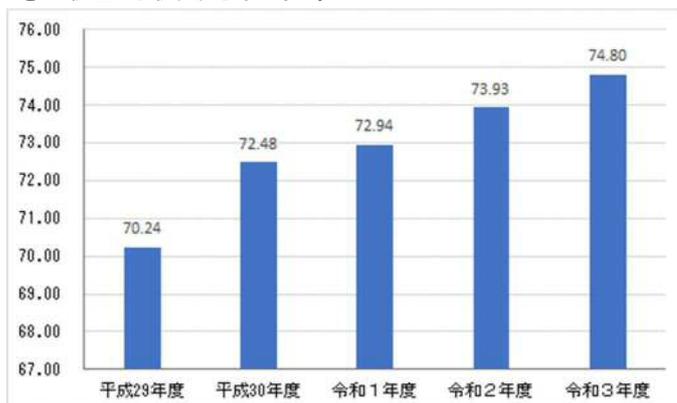
2 経営の状況

(1) 類似団体との比較

総務省の類似団体区分における本町の経営の状況は次のとおりです。

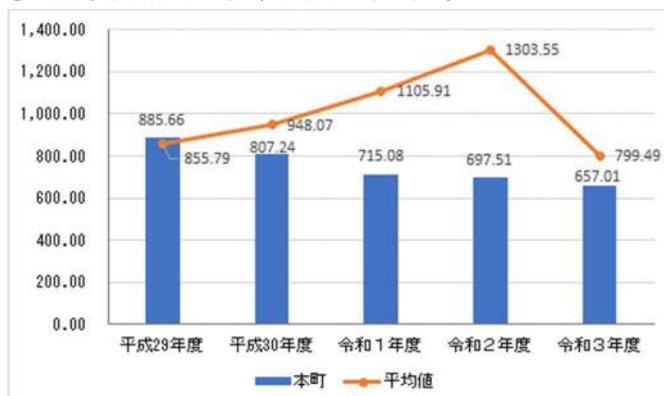
本町では令和5年度より企業会計へ移行しましたが、最新の経営分析表である令和3年度版を記載しています。

① 収益的収支比率 (%)



収益的収支比率（法非適用企業に適用）は、100%を超えると黒字である事を示します。本町は100%を下回っており、今後、より一層の総費用の削減及び地方債の借換等に組法適用後に適用される経常収支比率の向上を目指し経営改善に取り組みます。

② 企業債残高対事業規模比率 (%)



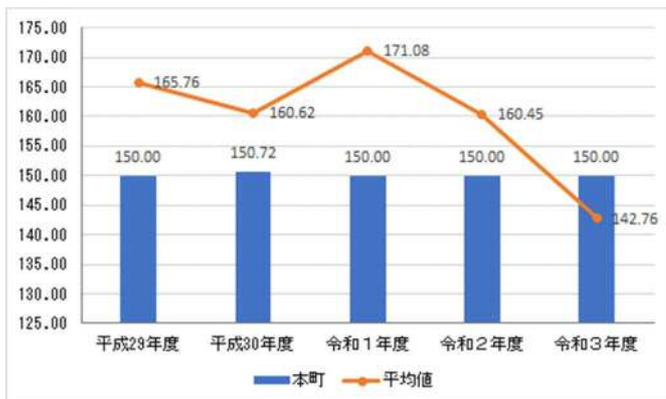
企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合です。平成29年度において企業債残高に対する一般会計負担額の算出方法が変更したことにより増加したものの平成30年度からは平均値を下回っており減少傾向にあります。

③ 経費回収率 (%)



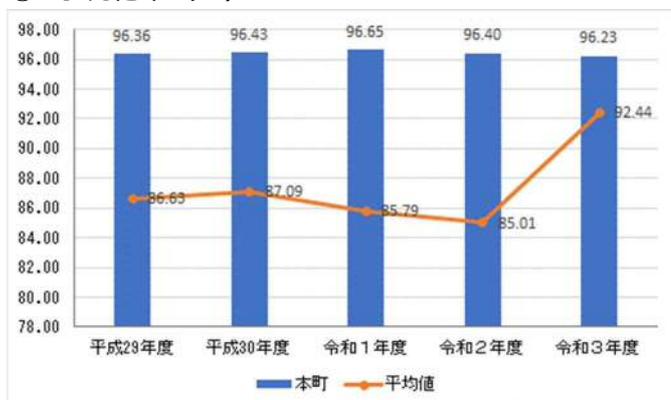
経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているか表した指標です。本町は、横ばいで推移しています。今後についても供用開始地区への下水道接続率ついて、より一層の啓発指導活動に取り組み有収水量の増加を図るとともに使用料の適正化について検討します。

④ 汚水処理原価（円）



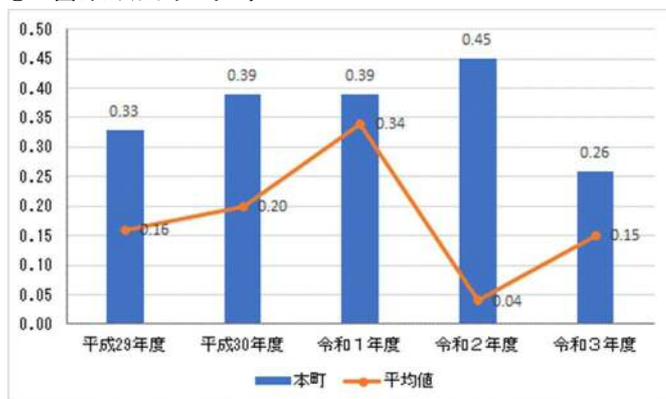
汚水処理原価は、有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要したコストです。本町は類似団体平均値に比べて、有収水量 1 m³ 当たりのコストが低く推移していましたが令和 3 年度は平均値を上回っています。

⑤ 水洗化率（%）



水洗化率は、処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標です。本町は類似団体平均値と比較すると高水準であり、良好な状況が継続しています。

⑥ 管渠改善率（%）



管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標です。本町は平均して 0.4% 未満で推移しています。現在は供用開始の昭和 55 年度からかなりの年数が経過し、今後は改築更新の必要が生じてくるため、増加する見込みです。

第3章 経営の基本方針

第3章 経営の基本方針

我が国の下水道事業は、人口減少等の社会情勢の変化や節水意識・節水器具の普及等により使用料収入が減少傾向にあります。また、耐用年数を迎える施設の大量更新に伴う将来的な財源不足が懸念されるなど、下水道事業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

本町下水道事業は、町の第5次総合計画の施策目標「(都市環境)快適で済み良く自慢できるまちづくり」を実現する事業として位置付けられています。

本町下水道事業におきましては、平成3年度の供用開始からおよそ30年以上が経過しています。未整備地区の管渠新設事業計画とともに進行する施設の老朽化に対応する施策として、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を行い、適切な施設管理を図ります。なお、管渠整備費および流域下水道費の投資費用とその計上方法については、表3-1以降で示しています。

また、本町下水道事業では、令和5年度から地方公営企業法の全部適用した企業会計に移行しました。財政状況や資産等の正確な把握により、経営の効率化及び健全化、並びに基盤強化に努め、持続可能な下水道事業を推進していきます。

表3-1 新設・改築更新投資費用（千円）

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1.建設改良費	管渠	119,028	129,028	129,028	129,028	129,028	120,000	120,000	120,000	120,000
	機械									
	その他	2,843	2,828	2,843	2,628	2,643	2,628	2,643	2,628	2,700
2.流域下水道費	5,288	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
計	127,159	138,856	138,871	138,656	138,671	129,628	129,643	129,628	129,700	129,700

(1) 建設改良費（管渠の新設、改築・更新にかかる費用）

① 管渠整備

管渠整備費については、令和11年度までは未整備地区解消の整備と改築・更新事業費と計上していますが、未整備地区については当年度で完了する予定で、それ以降は改築・更新事業に注力する予定としています。

② 機械その他

当費用は、マンホールポンプ場（機械・電気）の改築・更新に係る費用として予定しています。

(2) 流域下水道費（流域下水道建設負担金にかかる費用）

① 流域下水道建設負担金

当費用については、令和6年度は5.3百万円、令和7年度以降は7.0百万円を予定しています。

第4章 投資計画と財政計画

第4章 投資計画と財政計画

1 投資についての説明

(1) 投資の目標

快適な生活環境と水質保全を図るため、管渠及び汚水中継ポンプ場の老朽化に対する改築を進めます。また、ストックマネジメント計画のもと、耐用年数を迎える施設の改築更新については、投資の平準化を図り、継続的に施設の適正化を進めます。

(2) 投資の試算

経営戦略の計画期間である令和6年度から令和15年度までの投資計画は、第3章で見込んだ施設ごとの更新投資費用を基に作成しています。

①管渠、ポンプ場の整備

特定の年度の工事費が増大しないように毎年度平準化した投資・更新を行います。これに必要な投資として、年平均1.3億円の建設改良費を見込んでいます。

②流域下水道建設負担金

大和川上流流域下水道に接続しているため、当該施設の更新等に必要な投資の負担金を支出しています。これに必要な投資として、毎年約0.1億円の建設負担金を見込んでいます。

③事業費総額

建設改良費及び建設負担金は、令和6年度からの計画期間10年間で総額14.4億円を見込んでいます。

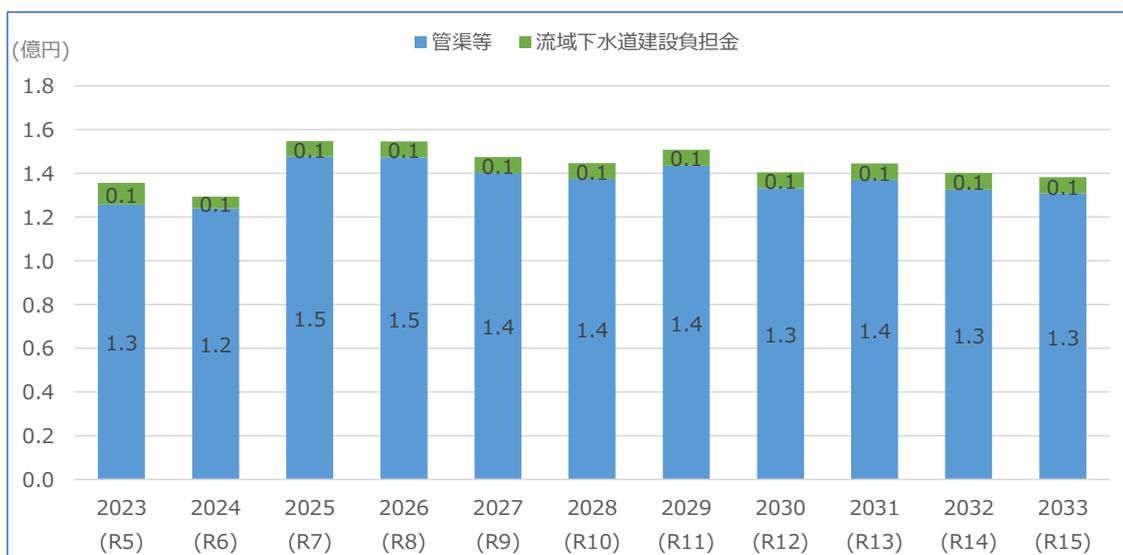


図4-1 事業費総額

（３）民間活力の活用

現在、包括的民間委託等はありません。今後、更新需要の増大に伴い職員数が不足することが懸念されますので、より効率的な経営の実現のため、民間活用の促進について検討していきます。なお、活用にあたっては、民間委託と直営の費用対効果や業務負荷削減効果等を比較検討します。

（４）防災安全対策

自然災害や事故等の不測の事態により、下水道施設が被害を受けた場合の危機管理体制として業務継続計画（BCP）の策定を検討し、速やかな機能の回復・維持を図ります。

また、職員の役割分担等を明確にし、体制を整え、迅速な危機管理対応ができるよう訓練等による養成に努めていきます。

（５）施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの一つであり、震災等による下水道管が損壊した場合、道路陥没・交通渋滞を引き起こし、排水不能による汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。

このため、管路の老朽化対策と合わせて耐震化に取り組んでいきます。

（６）組織

現在は、技術職 1 人、事務職 1 人の計 2 人の職員で運営しています。計画期間では令和 7 年度から計 4 人での継続を見込んでいます。しかしながら、少ない人員体制では、技術継承が重要となってくるため、慎重な人員配置や適切な教育・研修に取り組みます。

（７）広域化・共同化

県主導により災害対策・システム面の検討を進めています。また、近隣の市町村との連携による管渠の維持管理に関する事務組合の可能性を調査していく予定です。

2 財源についての説明

(1) 財源の目標

下水道事業の安定的・持続的な継続のための投資計画の実効性を確保するために、財源たる財政計画が必要となります。

本財政計画では、事業経営の存続のため毎年度の損益が赤字となることのないように効率性を高めた経営を実施するとともに、将来の更新投資に備え財政基盤の充実を図ります。

(2) 財源の試算

①使用料収入

図 4-2 のとおり、処理区域内人口の逡減が見込まれます。水洗化率の維持を図ることから、水洗化人口も逡減が見込まれます。

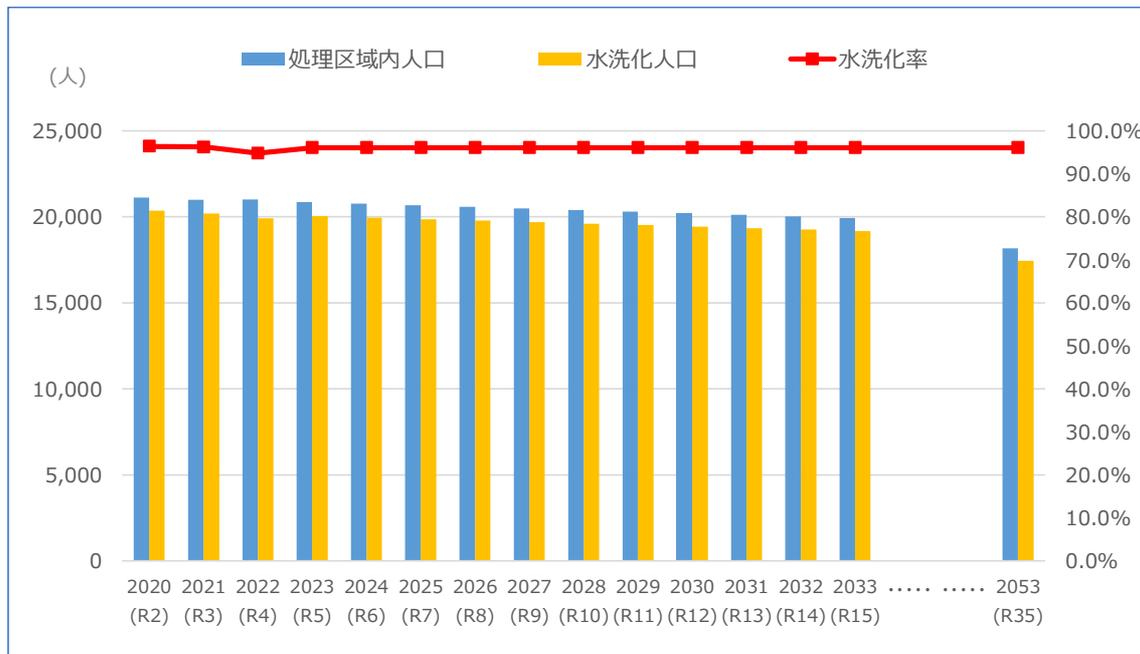


図 4-2 行政人口、処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率予測

有収水量は、水洗化人口の逡減に伴い図 4-3 のとおり減少を見込んでいます。

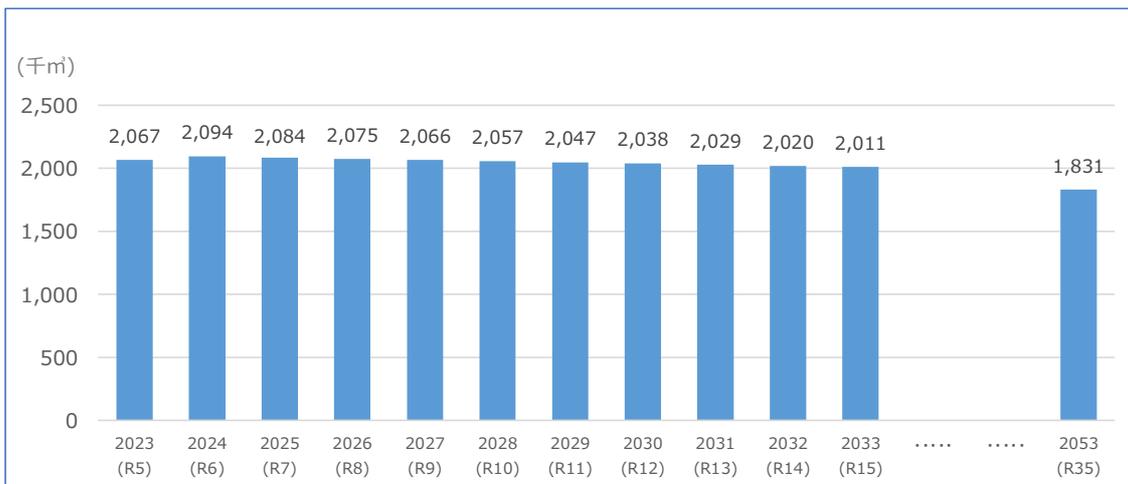


図 4-3 有収水量予測

使用料収入は、図 4-4 のとおり見込んでいます。純損益は計画期間を通じて黒字を見込んでいます。

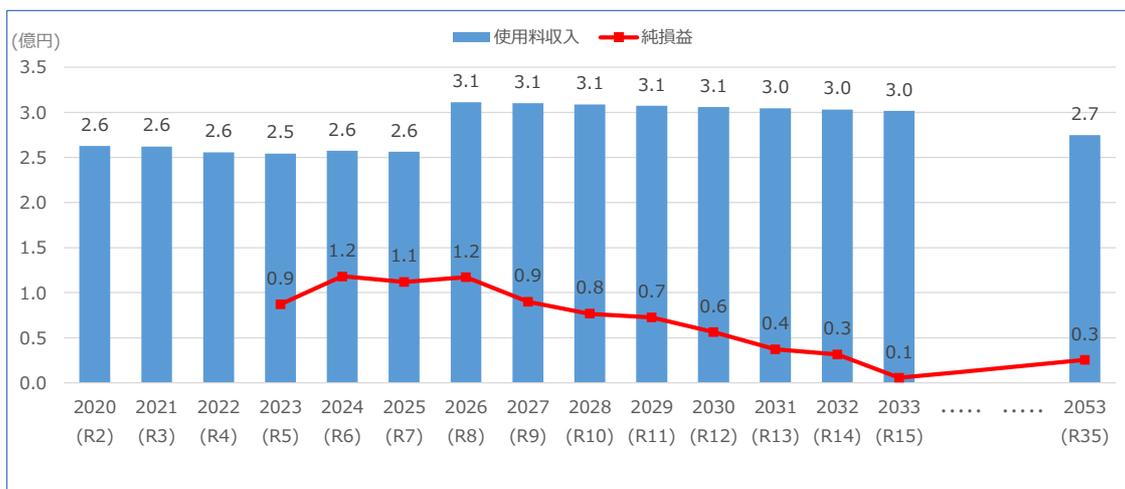


図 4-4 使用料収入、純損益予測

※令和 4 年度以前は、地方公営企業法適用前のため純損益はありません。

本町における経営健全化に関する目標として、計画期間内に経費回収率を改善し、80%以上の維持を設定します。経費回収率が100%以上であることは、本来使用料で回収すべき費用を使用料で賄っていることを示します。経費回収率は100%以上であることが健全な経営状況にあると考えられますが、計画期間内では100%に向けて経費回収率の改善を図ります。

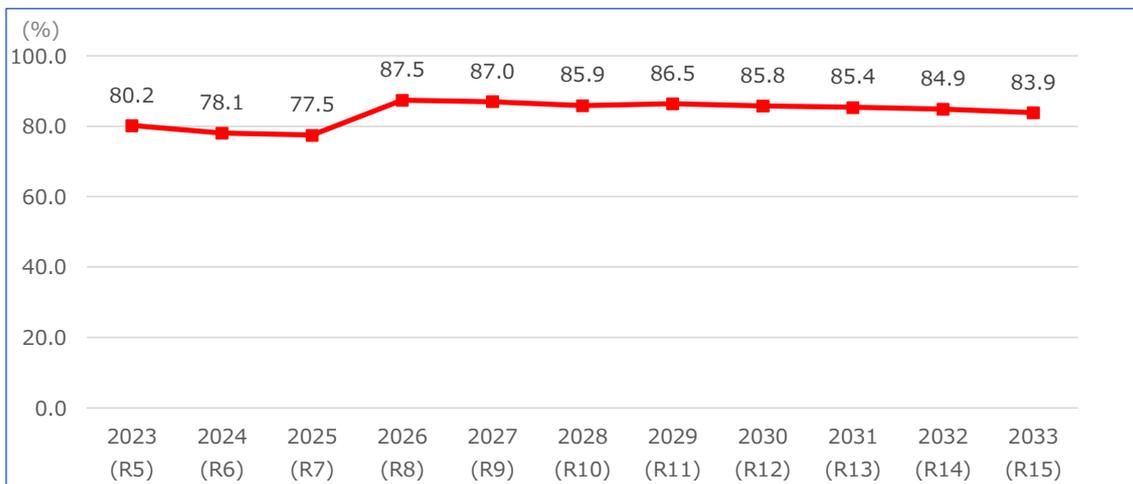


図 4-5 経費回収率予測

②一般会計繰入金

令和4年度におきましては、一般会計から1.5億円の繰入を受けており、同年度の使用料収入に対する一般会計繰入金の比率は61.3%となっています。企業債の元利償還金の減少に伴い一般会計繰入金及び一般会計繰入金対使用料収入比率も減少する見込みです。

公共下水道の受益者負担の原則の考え方によれば、公共下水道事業の維持費等収益的支出は下水道使用料で賄うことが求められます。なお、計画期間最終年度の令和15年度におきましては基準外による繰入金ゼロを見込み、今後も公正公平な使用料負担となるように努めます。

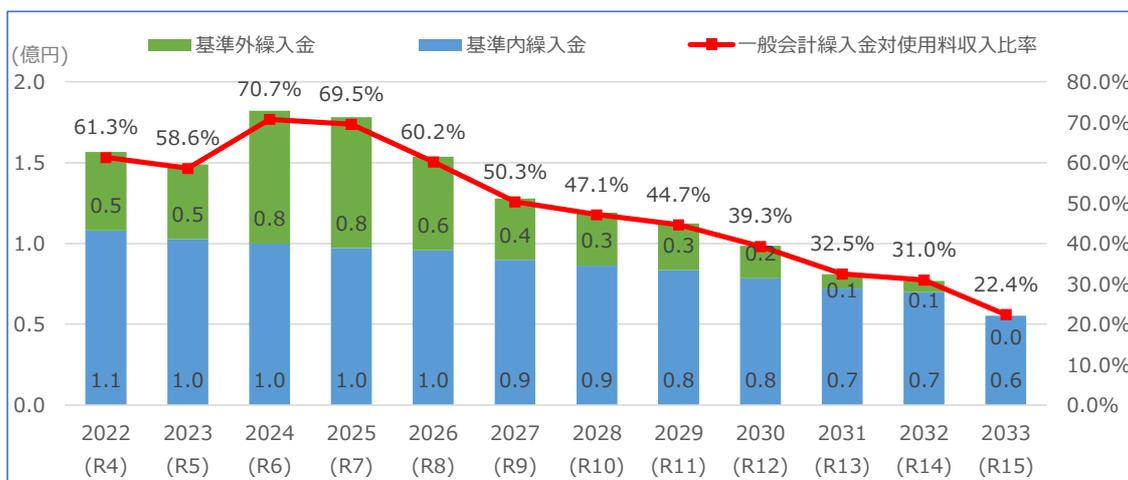


図 4-6 一般会計繰入金予測

③企業債

下水道事業の建設改良に際しては、企業債の発行による事業実施が必要不可欠であるため、国庫補助金等で賄えない事業費の財源は企業債で賄い30年にわたり償還していきます。

令和4年度末における企業債残高は29.7億円です。下水道事業初期に要した企業債の償還が進み、今後は改築更新のための起債を行うことから企業債残高は減少する見込みです。令和4年度末の水洗化人口1人当たりの借入金残高は14.6万円と少なく、今後は企業債残高の減少に伴い減少する見込みです。平準化した投資によって、企業債残高の水準を維持することで財務的な安全性を高め、下水道事業の安定経営を図ります。



図 4-7 企業債残高予測

④国庫・県補助金

国庫・県補助金は計画期間を通じて年平均約0.7億円を見込んでいます。



図 4-8 国庫補助金予測

⑤キャッシュ・フロー（CF）

令和5年度末におけるCFはそれぞれ次のとおり見込んでいます。

- ・業務活動によるCF 2.0 億円
- ・投資活動によるCF △0.8 億円
- ・財務活動によるCF △1.3 億円

令和6年度以降も、業務活動によるCFはプラスを見込んでいます。

業務活動によるCFは、下水道事業に関する使用料による収入や維持費等による支出のキャッシュの増減であり、プラスの場合、通常の活動においてキャッシュが獲得できていることを表しています。本町下水道事業においては、毎年2.0億円前後のプラスとなっています。

投資活動によるCFは、建設改良に関する支出や国庫補助金による収入等のキャッシュの増減であり、下水道に関する投資の状況を表しています。国庫補助金等で不足する部分は、企業債の起債によって賅っています。

財務活動によるCFは、企業債の起債に関する収入や償還による支出等のキャッシュの増減であり、財務に関するキャッシュの状況を表しています。企業債の起債額よりも償還額が大きいため計画期間を通じてマイナスとなっています。

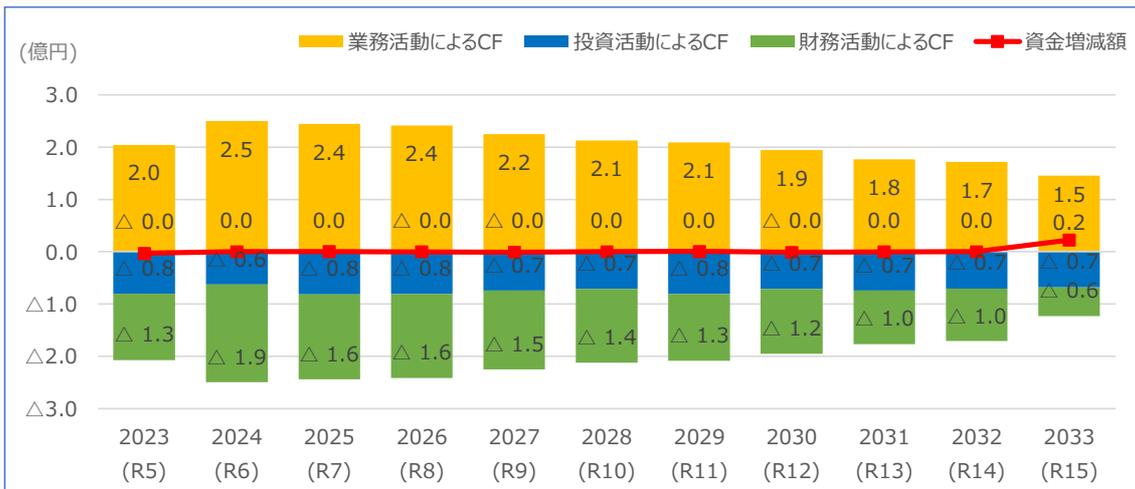


図 4-9 キャッシュ・フロー

3 投資財政収支

これまでの投資、財源に関する試算に基づき策定した収益的収支及び資本的収支は次頁〔投資財政計画〕のとおりです。

計画期間におきましては収支均衡が図れていますが、施設の老朽化に伴う将来的な更新投資の必要性もあり、下水道の事業環境はますます厳しくなっていくことが予想されます。このような状況に鑑み、より一層の経営の効率化に取り組んでいきます。

本町では、下水道使用料に関して消費税の増税を除きその水準を維持してきました。しかしながら、今後の事業環境の変化から使用料の見直しが必要になります。引き続き、受益者負担の原則のもと公正公平な使用料負担となるよう、汚水処理にかかる費用に対する適切な使用料水準について検証・分析を進めていきます。

[投資財政計画]

・収益的収支

(単位：千円、%)

年 度		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
区 分		(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	(R11年度)	(R12年度)	(R13年度)	(R14年度)	(R15年度)
		決 算	予 算										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	255,661	257,930	261,271	260,157	315,180	313,811	312,442	311,072	309,719	308,364	307,011	305,656
	(1) 使 用 料 収 入	255,512	254,146	257,450	256,309	311,306	309,914	308,522	307,130	305,754	304,377	303,000	301,623
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	149	3,783	3,821	3,848	3,874	3,897	3,920	3,942	3,965	3,988	4,010	4,033
	2. 営 業 外 収 益	41,809	328,605	369,634	366,758	343,298	318,098	310,243	303,208	289,218	271,873	267,527	245,777
	(1) 補 助 金	41,809	146,097	186,512	182,651	158,145	132,265	123,636	116,900	102,909	85,520	81,410	59,801
	他 会 計 補 助 金	38,200	145,147	182,030	178,169	153,663	127,783	119,154	112,418	98,427	81,038	76,928	55,319
	そ の 他 補 助 金	3,610	950	4,482	4,482	4,482	4,482	4,482	4,482	4,482	4,482	4,482	4,482
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		182,507	183,122	184,107	185,153	185,833	186,607	186,308	186,309	186,353	186,117	185,976
	(3) そ の 他		1										
取 入 計 (C)	297,470	586,535	630,905	626,914	658,478	631,909	622,684	614,280	598,936	580,237	574,537	551,433	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	141,089	456,781	467,952	472,389	500,776	503,459	508,702	505,896	508,213	509,612	510,806	514,406
	(1) 職 員 給 与 費	5,143	5,474	5,131	10,332	10,403	10,464	10,525	10,586	10,647	10,708	10,769	10,830
	基 本 給 与 費	5,143	5,177	5,131	10,332	10,403	10,464	10,525	10,586	10,647	10,708	10,769	10,830
	退 職 給 付 費												
	そ の 他		297										
	(2) 経 費	135,946	149,132	147,678	145,885	171,843	172,636	176,308	172,935	173,292	173,641	174,386	178,155
	動 力 費	272	330	290	292	294	295	297	299	301	302	304	306
	修 繕 費	860	1,210	670	675	679	683	687	691	695	699	703	707
	材 料 費	1,464	1,605	1,056	1,063	1,071	1,077	1,083	1,090	1,096	1,102	1,108	1,115
	そ の 他	133,350	145,986	145,662	143,855	169,799	170,581	174,240	170,855	171,200	171,537	172,270	176,027
(3) 減 価 償 却 費	49,141	302,175	315,144	316,172	318,530	320,358	321,869	322,375	324,274	325,263	325,651	325,421	
2. 営 業 外 費 用	38,071	42,549	44,804	42,438	40,338	38,548	37,121	35,665	34,409	33,223	32,150	31,228	
(1) 支 払 利 息	38,071	34,304	33,476	31,031	28,853	26,996	25,502	23,979	22,655	21,402	20,262	19,272	
(2) そ の 他	11,070	8,245	11,328	11,406	11,485	11,552	11,620	11,687	11,754	11,821	11,889	11,956	
支 出 計 (D)	190,230	499,330	512,756	514,826	541,114	542,007	545,823	541,562	542,622	542,835	542,956	545,633	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	107,241	87,205	118,148	112,088	117,364	89,902	76,861	72,718	56,314	37,402	31,581	5,799	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	107,241	87,205	118,148	112,088	117,364	89,902	76,861	72,718	56,314	37,402	31,581	5,799	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)		87,205	205,353	317,441	434,805	524,706	601,567	674,285	730,600	768,001	799,582	805,381	
流 動 資 産 (K)	39,824	43,684	44,520	44,879	54,227	53,369	53,289	53,639	52,601	52,431	52,443	74,339	
流 動 負 債 (L)	36,900	43,720	44,288	44,092	53,553	53,314	53,074	52,835	52,598	52,361	52,124	51,887	
流 動 資 産 減 価 償 却 費 分	283,374	277,151	274,079	271,598	255,271	245,540	238,602	224,489	205,981	200,597	156,404	145,143	
流 動 負 債 償 還 金	272,568	272,568	269,496	267,015	250,688	240,957	234,019	219,907	201,398	196,014	151,821	140,560	
流 動 資 産 増 加 金	59,695	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	13,653	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)	255,661	257,930	261,271	260,157	315,180	313,811	312,442	311,072	309,719	308,364	307,011	305,656	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 金 不 足 の 比 率 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[投資財政計画]

・資本的収支

(単位：千円)

年 度 区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
		(R4年度) 決 算	(R5年度) 予 算	(R6年度)	(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	(R11年度)	(R12年度)	(R13年度)	(R14年度)	(R15年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	119,100	156,000	89,118	107,394	106,666	99,735	100,335	106,591	95,779	99,500	95,120	96,649
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	48,385											
	4. 他 会 計 負 担 金	69,929											
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金	15,500	37,000	61,545	67,049	67,518	67,803	68,206	63,889	64,265	64,625	65,031	65,399
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 代 金												
	9. そ の 他		8,855										
計 (A)	252,914	201,855	150,663	174,443	174,184	167,538	168,541	170,480	160,044	164,125	160,151	162,048	
(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	252,914	201,855	150,663	174,443	174,184	167,538	168,541	170,480	160,044	164,125	160,151	162,048	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	49,203	133,749	129,341	154,875	154,617	147,506	144,871	150,913	140,477	144,558	140,140	138,260
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	292,597	283,374	275,899	269,496	267,015	250,688	240,957	234,019	219,907	201,398	196,014	151,821
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他													
計 (D)	341,800	417,123	405,240	424,371	421,632	398,194	385,828	384,932	360,384	345,956	336,154	290,081	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	88,886	215,268	254,577	249,928	247,448	230,656	217,288	214,452	200,340	181,831	176,003	128,033	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	88,886	203,638	243,738	237,697	235,254	219,120	206,002	202,627	189,475	170,605	165,191	117,402
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他		11,630	10,840	12,231	12,195	11,536	11,286	11,825	10,865	11,226	10,812	10,630
計 (F)	88,886	215,268	254,577	249,928	247,448	230,656	217,288	214,452	200,340	181,831	176,003	128,033	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	2,968,599	2,852,031	2,665,250	2,503,148	2,342,798	2,191,845	2,051,223	1,923,795	1,799,667	1,697,769	1,596,875	1,541,703	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
		(R4年度) 決 算	(R5年度) 予 算	(R6年度)	(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	(R11年度)	(R12年度)	(R13年度)	(R14年度)	(R15年度)
取 益 的 収 支 分		38,200	148,854	182,030	178,169	153,663	127,783	119,154	112,418	98,427	81,038	76,928	55,319
	うち基準内繰入金	38,071	102,714	100,030	97,169	95,663	89,783	86,154	83,418	78,427	72,038	69,928	55,319
	うち基準外繰入金	129	46,140	82,000	81,000	58,000	38,000	33,000	29,000	20,000	9,000	7,000	
資 本 的 収 支 分		118,314											
	うち基準内繰入金	69,929											
	うち基準外繰入金	48,385											
合 計	156,514	148,854	182,030	178,169	153,663	127,783	119,154	112,418	98,427	81,038	76,928	55,319	

第 5 章 事後検証・改定方法の検討

第5章 事後検証・改定方法の検討

計画を着実に実行するため、本経営戦略は毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として計画の見直し（ローリング）を行います。なお、経営環境の変化によっては5年以内の見直しを行います。

見直しについては、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析を行い、その結果を次期経営戦略に反映することとし、計画（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを継続的に進めていきます。

また、経営比較分析に関する各種経営指標を活用し、経営環境の類似する他団体の下水道事業との比較分析を行うなど、経営状況を的確に把握し、経営の健全化や効率化に取り組むものとします。

上牧町下水道事業経営戦略

令和6年3月 発行

上牧町都市環境部上下水道課
北葛城郡上牧町米山台六丁目7番1号
Tel : 0745-71-5234
<https://www.town.kanmaki.nara.jp>